

信用保証制度の見直しについて

平成27年11月30日

一般社団法人全国地方銀行協会

<地方銀行の概況> —平成27年3月末—

銀行数 64行

店舗数 7,505店

役職員数 131,787人

預金量 243.2兆円

貸出量 178.8兆円

(うち中小企業向け 71.8兆円)

自己資本比率 (国際統一基準行)
15.30%

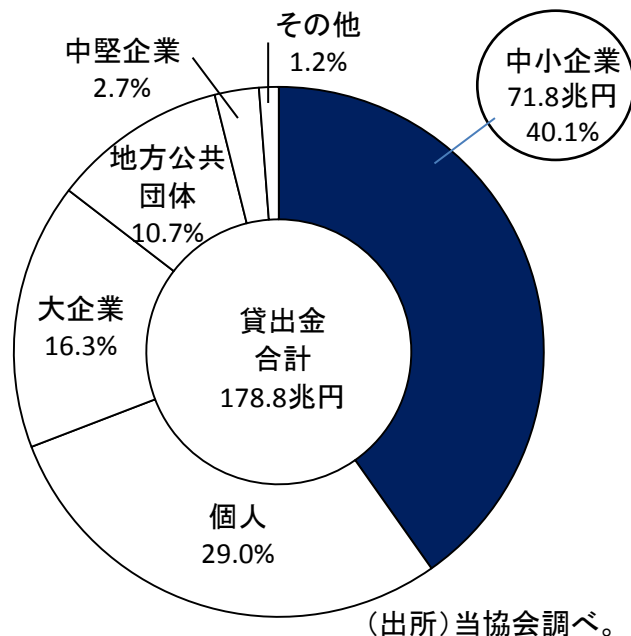
自己資本比率 (国内基準行)
10.59%

1. 信用保証制度の活用状況等

(1) 中小企業向け貸出の状況

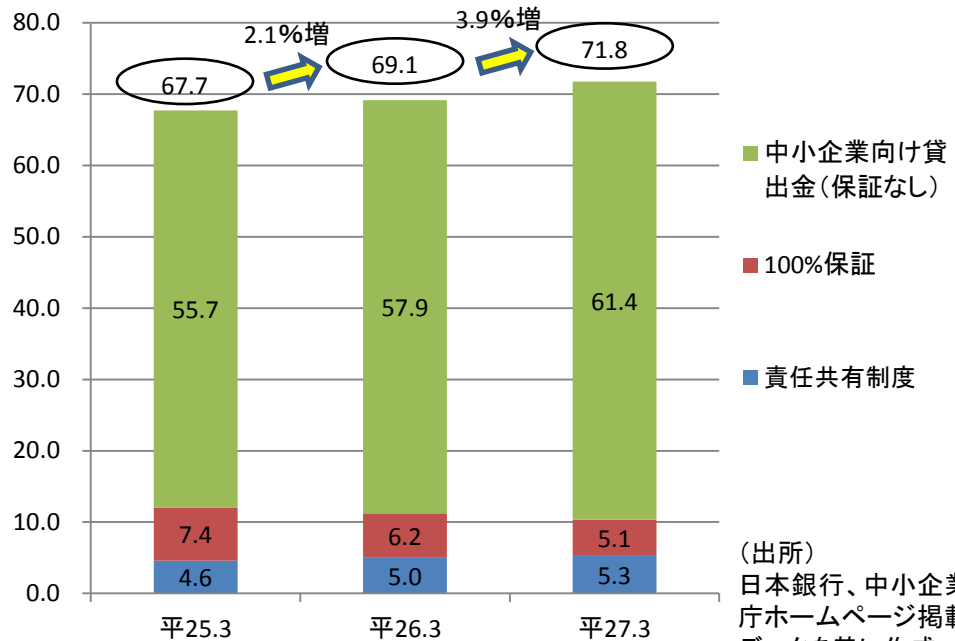
- 平成27年3月末の地方銀行64行の貸出金合計は178.8兆円。うち中小企業向け貸出金は71.8兆円と全体の約40%を占める。
- 中小企業向け貸出金の残高は、平成26年3月末は前年比2.1%増、平成27年3月末は同3.9%増と着実に増加。
- 信用保証制度を活用した貸出金(保証付貸出金)は概ね10兆円で推移。

地方銀行の貸出の状況
(平成27年3月末)



中小企業向け貸出金の推移

(単位: 兆円)



(2)地域別保証付貸出の状況

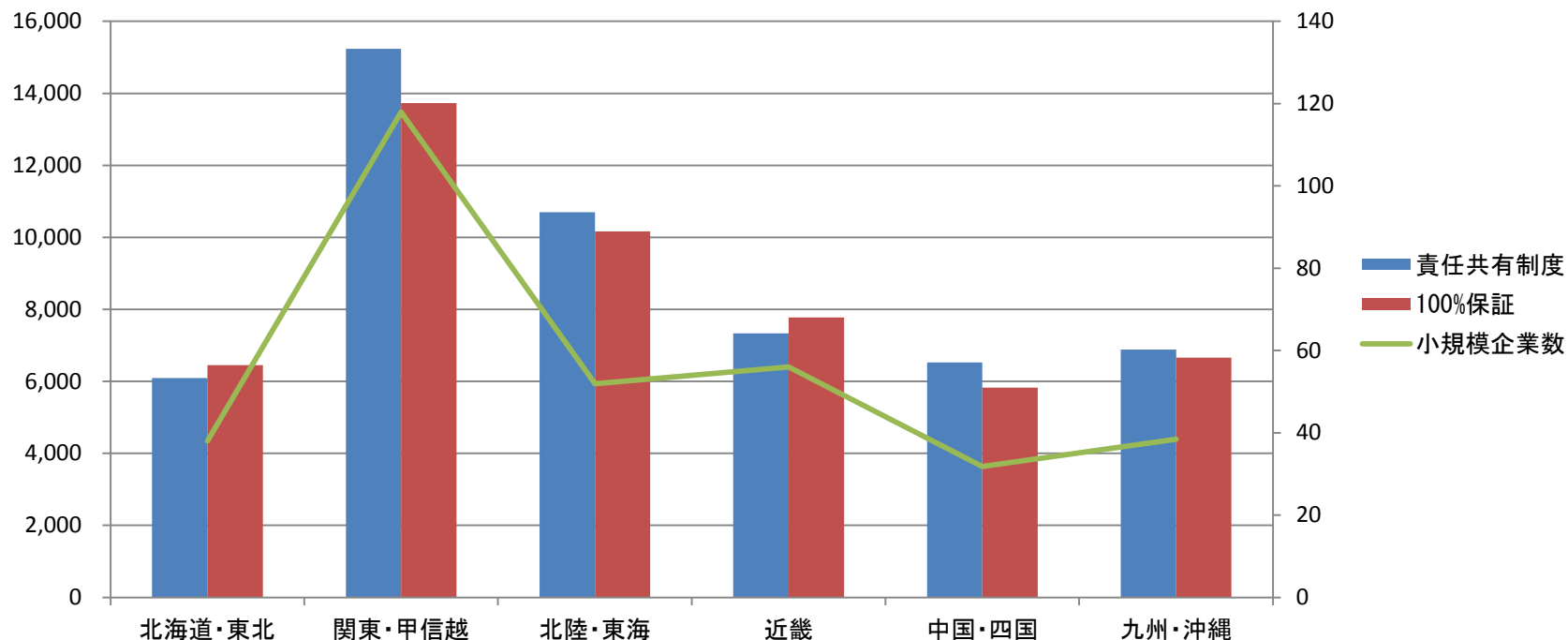
- 中小企業全体(約385万社)に占める小規模事業者※の割合は80%を超えており、全国に分布。
- その分布状況と地方銀行64行の地域別保証付貸出の状況は、概ね傾向が一致。

※ 常用雇用者数が20人以下(卸売業、小売業、飲食店、サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)は5人以下)の企業。

地域別保証付貸出残高(地方銀行64行、平成27年3月末)と小規模企業数(民営、非一次産業、平成24年)

(単位:億円)

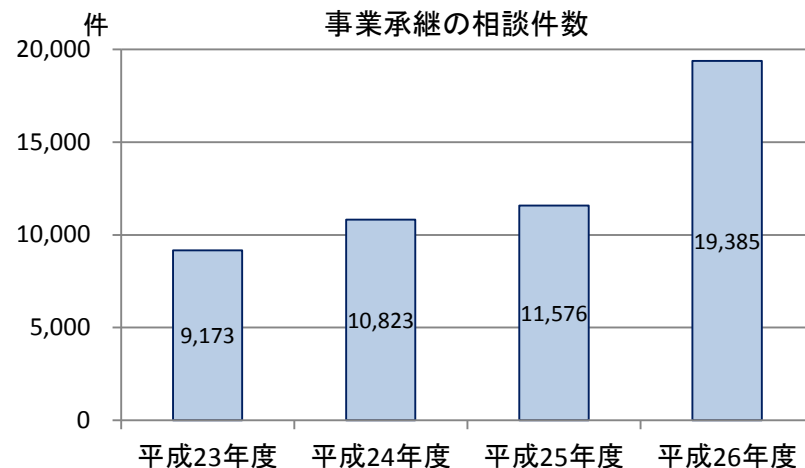
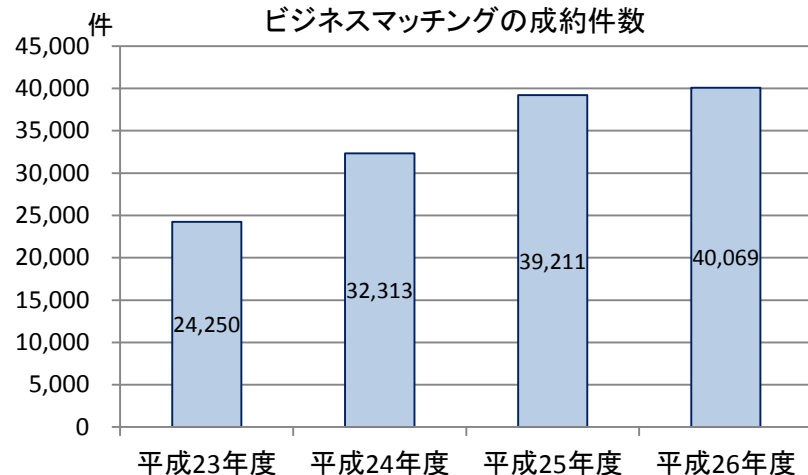
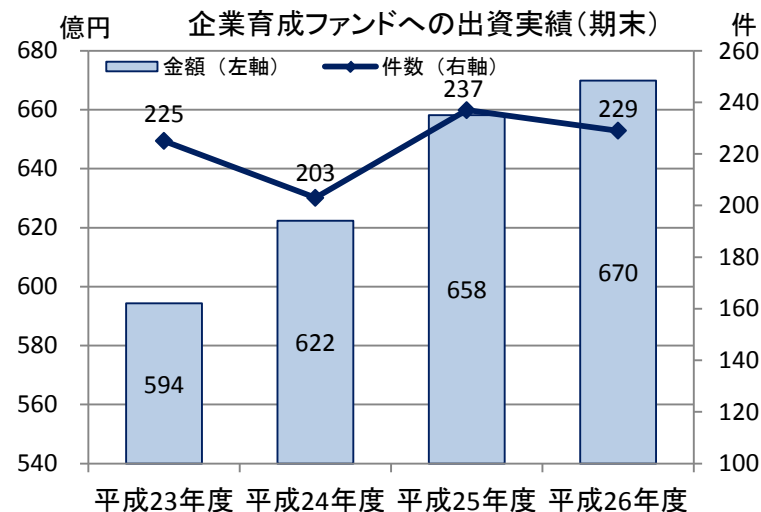
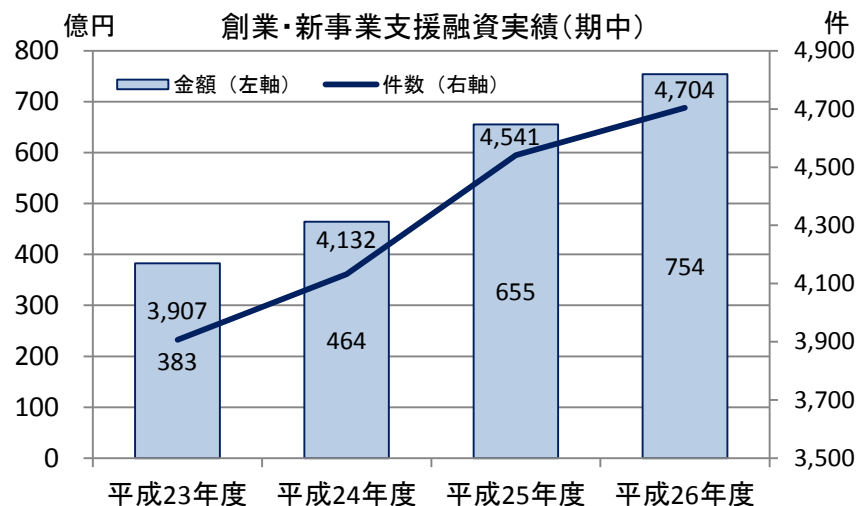
(単位:万社)



(出所) 中小企業庁ホームページ掲載データ、2015版中小企業白書を基に作成。

(3)中小企業のライフステージに応じた取組み

- 地方銀行は、創業期・安定期・再生期といった中小企業のライフステージに応じて様々な金融サービスや情報提供等に積極的に取り組んでいる。
- そうした取組みを進める中、各行からは小規模事業者、創業期の事業者や経営改善に取り組む事業者等にとって信用保証制度は重要な役割を果たしているとの意見が寄せられている。



(出所)当協会調べ。

<取組事例>

創業・新規事業支援融資 の取組み

<食品製造業者への新製品の生産・販売支援>

A行は、平成25年10月から取扱いを始めた新たな「創業・新事業融資」の第1号案件として、平成26年6月、チーズの生産過程で副産物として残る「ホエイ(乳清)」を練りこんだ生パスタ(写真)の生産・販売事業を営むB社に融資を行いました。また、資金面でのサポートだけでなく、食品商談会への出展サポートや、当行の社員食堂でオリジナルメニューを提供するなど、さまざまな面での支援を実施しています。



ビジネスマッチングの取組み

<北陸新幹線開業記念フェアへの出展支援>

C行は、総合スーパーD社が全国約150店舗で北陸新幹線開業記念の「北陸フェア」を開催するにあたり、商工会議所や商工会連合会と協力し、県をイメージできる名産品、工芸品などを取り扱う会社をD社に紹介しました(写真)。

これにより、県内企業10社がD社の「北陸フェア」に名産品を出展し、当該企業の販路拡大に繋がったほか、全国における北陸のイメージアップ、地域ブランドの知名度向上にも繋がりました。



事業承継の取組み

<介護施設事業者に対する事業承継サポート>

F行は、多額の借入金返済により資金繰り、従業員に対する給与支払いに窮していた介護施設事業者G社からの相談を受けて、自行取引先を中心に事業譲渡先を探しました。

その結果、介護事業に関心を示した異業種を営むH社を候補先とし、譲渡価格や従業員の処遇等について外部機関の支援を仰ぎながら交渉し、最終的にH社との事業譲渡契約締結に至りました。

これにより、G社の従業員の雇用、入居者に対する介護の維持に繋がりました。

2. 信用保証制度の見直しの方向性

(1)責任共有制度・セーフティネット保証制度の見直しについて(その1)

〈中小企業に対する円滑な金融仲介機能の発揮について〉

- 地方銀行は中小企業の事業内容や成長可能性等の事業性評価を行い、様々なライフステージにある中小企業に対して、円滑な金融仲介機能の発揮に積極的に取り組んでいる。
- そうした取組みにおいて、信用保証制度の利用が必要と判断される場合に保証協会付融資を活用している。
- また、自然災害や外的要因(為替変動、取引先の大口倒産、原材料の高騰等)による一時的な経営環境の悪化などにおいて、中小企業の資金繰り支援を行う制度としてセーフティネット保証制度を機動的に活用している。



①責任共有制度の見直しの方向性・考え方

- 一律に保証割合を引き下げた場合、小規模事業者、創業期の事業者や経営改善に取り組む事業者等の安定的な資金調達に支障を来たすことが懸念される。事業者のライフステージ等に応じた保証割合とすることが考えられる。
- なお、地方創生の観点から、例えば、生産性の向上に取り組む事業者、創業期の事業者等に係る保証についてさらなる充実を図るなど、メリハリのある制度とすることも考えられる。
- 事業者のライフステージ等に応じて保証割合を設定する場合は、事業者ならびに金融機関にとって分かりやすく、シンプルな仕組みとすることが望ましい。
- 保証料については、保証割合に応じた水準とすることが必要と考える。

(1)責任共有制度・セーフティネット保証制度の見直しについて(その2)



②セーフティネット保証制度の見直しの方向性・考え方

- セーフティネット保証制度は、自然災害や外的要因による一時的な経営環境の悪化など、企業の自助努力では回避困難な危機時の資金繰り支援策として必要な制度。
- 制度の対象を指定するにあたっては、例えば、同一業種においても地域ごとに状況が異なることが考えられることから、地域ごとの経営環境等を踏まえて対象を指定するなど、きめ細やかかつ機動的な運用が望ましい。

<最近の事例>

セーフティネット4号(自然災害等の突発的災害)

⇒ 大涌谷の火山活動(当初神奈川県箱根町指定、その後小田原市等も追加)

27年5月噴火警戒レベル1→2に引上げ、27年6月同2→3に引上げ

27年7月セーフティネット4号指定(神奈川県から国に指定要請、期限10月末)

27年8月指定地域を箱根町以外にも拡大、期限11月27日まで延長

27年9月噴火警戒レベル3→2に引下げ、27年11月同2→1に引下げ

(2)責任共有制度における方式の統一について

〈見直しの方向性・考え方〉

- 地方銀行全行で負担金方式を採用しているが、各行の融資実務(営業店の行員にも)においては、20%は銀行の負担であることは十分に理解されている。
- 部分保証方式・負担金方式のいずれの方式を採用しても、審査において20%は信用部分として明確になっており、引当の考え方も同じである(負担金方式の場合は「偶発債務引当金」等として計上)ことから、実質的な差異はない。
- 部分保証方式に統一された場合、各行においては事務取扱やシステムの大幅な変更が必要となる。
- 上記のとおり、地方銀行は全行が負担金方式を採用しており、現状のままで何ら不都合はない。

〈(参考)横浜銀行における融資実務〉

- 融資案件の審査書類上の「保証内訳」欄に、「負担金割合(80%)」が明示されるほか、全融資額に対する保全額合計欄にも、「▲保証協会負担金」の表示欄を設けて20%を減算表示しており、20%の信用部分は明確になっている。
- さらに、営業店行員が融資案件を申請する際は、「保証内訳(全部保証、負担金割合、部分保証割合)」の入力が必須となっており、負担金方式の信用部分を認識している。
- また、営業店における回収不能額の評価についても、プロパー貸出と保証付貸出で取扱いに差異はない。

3. まとめ

- 責任共有制度の見直しについて、事業者のライフステージ等に応じた保証割合を設定するのであれば、小規模事業者、創業期の事業者等の資金調達に支障を来たすことがないように配慮すべきである。
- セーフティネット保証制度については、自然災害、外的要因による一時的な経営環境の悪化などの危機時において機動的に活用しており、見直しにあたっては地域ごとの経営環境等を踏まえた、きめ細やかな運用が行われるよう配慮願いたい。
- 部分保証方式・負担金方式のいずれの方式を採用しても、各行の融資実務、審査、引当等に実質的な差異はなく、現状のまま(地方銀行は全行が負担金方式を採用)で何ら不都合はない。
- なお、担保・保証に依存しない融資の取組みを一層強化していく観点からも、引き続き、保証協会と「経営者保証に関するガイドライン」の活用について意思疎通を十分に図っていく。